

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案について賛同する。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案につきまして、賛同します。</p> <p>本指針に則って毎回丁寧に検証を行うことにより、不当な競争を引き起こさない接続料水準が保たれ、公平な競争環境が維持されるため、本指針に則った運用を徹底して頂くことが重要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ 接続料と利用者料金との関係の検証について、「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)を踏まえ、以下の点について具体的に定めた指針（案）であるため、賛同いたします。</p> <p>(1) 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。</p> <p>(2) 県間通信用設備が第一種指定電気通信設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。</p> <p>(3) 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 本指針により、接続料と利用者料金との関係について価格圧迫による不当な競争を引き起こすものとならないよう、適切な検証が行われる必要がある。</p>	<p>無</p>
<p>意見2 PSTNマイグレーション後も、引き続き、NTT東・西の固定電話の提供</p>	<p>考え方2</p>	

<p>条件については、特にその着信接続料水準の観点から、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかの検証が必要であり、PSTNマイグレーション後は、検証対象に加入電話・ISDNの移行先サービスである「メタルIP電話」を追加するとともに、継続して、「ひかり電話」についても検証対象とすべき。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、NTT東・西の固定電話（加入電話・ISDN/ひかり電話）は、固定電話（OABJ電話）市場において69.4%という高いシェア（※1）を有しているため、競争事業者は、自社の提供する電話サービスについて、NTT東・西に固定電話着信の7割を依存せざるを得ず、当該着信接続料水準が、競争事業者の提供する電話サービスの収支に非常に大きな影響力を持っています。 <p>PSTNマイグレーション後は、現在の加入電話・ISDNがメタルIP電話へと移行しますが、NTT東・西はメタルIP電話の提供条件について、基本料は現在の加入電話・INSネットの基本料と同額、通話料は全国一律3分8.5円（税抜）で提供すると表明（※2）しています（現在のひかり電話の通話料は全国一律3分8円（税抜））。</p> <p>このことは、PSTNマイグレーション後、競争事業者が、自社の提供する電話サービスについて3分8円程度の料金水準を維持できなければ、NTT東・西の固定電話との競争環境を維持できなくなることを意味しており、ひいては、その提供基盤であるFTTH等のアクセス回線の競争環境にも大きな影響を及ぼすことになります。</p> <p>したがって、PSTNマイグレーション後も、引き続き、NTT東・西の固定電話の提供条件については、特にその着信接続料水準の観点から、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかの検証が必要であり、PSTNマイグレーション後は、検証対象に加入電話・ISDNの移行先サービスである「メタルIP電話」を追加するとともに、継続して、「ひかり電話」についても検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ PSTNマイグレーション後のメタルIP電話を検証対象に加えることが適切かどうかは、今後、サービス提供が近づいた段階で検討することとなるが、その際は、固定電話サービスの通話料を巡るサービス競争の状況等を勘案しつつ、検証対象サービス選定の考え方（考え方3参照）に照らし、判断していくこととなる。 ○ また、NTT東日本・西日本のひかり電話については、当該考え方によれば、現時点では、急激な競争状況の変化等がない限りは、基本的に、継続して検証対象とすることが適当と考えられる。 	無

<p>対象とすべきと考えます。</p> <p>(※1) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成29年度第2四半期（9月末））より</p> <p>(※2) 「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」(NTT東・西) 平成29年10月17日付け</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見3 今回、検証対象外とされた公衆電話、番号案内、Bフレッツ、フレッツISDNだけでなく、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについても、需要が減少し、既に競争環境なく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外すべき。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 【検証対象について】</p> <p>本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えられることから、本検証については、そうした市場環境等も勘案の上、検証対象のサービスを決定すべきと考えます。</p> <p>具体的には、今回、検証対象外とされた公衆電話、番号案内、Bフレッツ、フレッツISDNだけでなく、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツADSLについても、以下のとおり、需要が減少し、既に競争環境なく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。</p> <p>＜加入電話・ISDN基本料および加入電話・ISDN通話料＞</p>	<p>○ 検証対象となるサービスは、接続料と利用者料金との関係について、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証するという本指針の目的を踏まえ、サービス競争がなされているか、又は、潜在的にその可能性があるものから対象とする。その上で、需要が減退し小さくなっているサービスであって、当該サービスの提供に用いられる機能の内容及びその接続料の水準の面から接続事業者にとって十分代替的な機能が別にあるものは、検証対象外とする。</p> <p>○ この考え方によれば、固定電話サービス及びフレッツADSLについては、次の理由から、現時点では対象外とすることは困難と考えられる。</p>	無

<p>固定電話サービス（加入電話・I S D N）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者料金を低く抑えることが歴史的にも求められてきたこと。 ✓ メタル回線の接続料水準は、当社の不断のコスト削減努力に加え、コスト把握方法の精緻化等により、大幅な上昇は回避されてきたものの、携帯電話やL I N E等のアプリケーションを利用した代替サービスへの移行が進んだことで、ピーク時（1997年）の約3割まで固定電話サービスの需要が大幅に減少し、今後も需要の減少が見込まれるため、更なるコスト削減努力を以ってしても上昇していくことは避けられないこと。 ✓ 当社のメタル回線を用いた電話サービス（メタルプラス）を提供していたK D D I 殿は既に当該サービスを終了したことに加え、同様のサービス（おとくライン）を提供しているソフトバンク殿も無線を用いた代替サービス（おうちのでんわ）への移行を進めることができとなっていること。 <p>等を踏まえ、接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の対象から除外いただきたいと考えます。</p> <p><フレッツA D S L></p> <p>フレッツA D S Lについては、関連物品の製造終了による保守物品の枯渇、および需要の減少傾向が今後も継続すると見込まれることから、一部のエリアを除いて、2016年6月末に新規受付を終了しており、2023年1月末にはサービス提供を終了することを公表したことに加え、F T T Hやモバイルブロードバンド等の代替サービスへの移行が進んでいることを踏まえると、接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>（N T T 東日本・西日本）</p>	<p>(1) 固定電話サービス</p> <p>平成29年9月末で約2,042万契約（NTT東日本・西日本の加入電話）が存在し、他事業者による固定電話サービスが実際に提供されている（直収電話が約169万契約存在）ようないい、なおサービス競争が存在（少なくともその潜在性が存在）するものであり、市場において需要が十分減退したとも言えない。また、利用者料金を低く抑えることが求められてきたとして、そのことが、不当な競争を引き起こす価格圧迫が求められてきたことになるわけではない。</p> <p>(2) フレッツADSL</p> <p>一部エリアを除き2023年（平成35年）にサービス提供が終了するとしても、平成29年9月末時点で約85万契約が存在し、競争事業者がこれを第一種指定電気通信設備との接続により提供していること（競争事業者によるDSLサービスが約147万契約存在）などから、なおサービス競争が存在（少なくともその潜在性が存在）するものであり、需要が十分減退したとも言えず、かつ、競争事業者にとって十分代替的な機能が別にあるとも言い難い。</p>
--	---

<p>意見4 競争事業者は、毎事業年度の接続料の認可申請時及び接続会計の公表時に、接続料と利用者料金の関係の検証結果（スタックテストの要件を満たす/満たさない）については把握できるものの、検証対象サービスにおける「利用者料金の収入」と「振替接続料」の比較対象及び集計方法が適正かどうかについては判断できないため、本指針（案）において、検証対象サービスごとに具体的な比較対象及び集計方法を明示することによって、より一層の適正性・透明性が確保されるものと考える。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 本検証は、「利用者料金による収入」と「その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料」（以下、「振替接続料」という。）の総額を比較し、その間の差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証するものであります。検証対象サービスごとに、「利用者料金による収入」と「振替接続料」について、具体的にどの収入、どの機能の振替接続料が集計されて比較・検証されているのかについては明示されておりません。</p> <p>そのため、競争事業者は、毎事業年度の接続料の認可申請時及び接続会計の公表時に、接続料と利用者料金の関係の検証結果（スタックテストの要件を満たす/満たさない）については把握できるものの、検証対象サービスにおける「利用者料金の収入」と「振替接続料」の比較対象及び集計方法が適正かどうかについては判断できないため、本指針（案）において、検証対象サービスごとに具体的な比較対象及び集計方法を明示することによって、より一層の適正性・透明性が確保されるものと考えます。</p> <p>（例）具体的な比較対象の明示イメージ</p> <p>①加入電話・ISDN通話料の場合 ・「利用者料金の収入」の集計対象</p>	<p>○ 検証の実効性を確保するためには、利用者料金収入と振替接続料総額それぞれの算出方法について、透明性をできる限り確保するとともに、少なくとも総務省において適正性を確認できることが必要と考えられる。これを実現するため、NTT東日本・西日本において、検証結果と併せて利用者料金収入と接続料総額それぞれの具体的な算出方法について十分な情報開示を行う必要があり、本指針にその旨を明記することとする。</p>	<p>有</p>

<p>加入電話・ISDN発-加入電話・ISDN着、加入電話・ISDN発-ひかり電話着に 係る利用者料金（県内通話）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振替接続料」の集計対象（集計対象となる具体的な接続機能も明示） <p>加入電話・ISDN発-加入電話・ISDN着（*1）、加入電話・ISDN発-ひかり電話 着（*2）に係る振替網使用料</p> <p>②フレッツ光ネクスト（ファミリータイプ）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者料金の収入」の集計対象 <p>フレッツ光ネクスト月額料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振替接続料」の集計対象（集計対象となる具体的な接続機能も明示） <p>NGN利用（*3）、シェアドアクセス方式の加入者光ファイバ利用（*4）に係 る振替網使用料</p> <p>(*1) 中継交換機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送共用機能、加 入者交換機回線対応部共用機能、加入者交換機能</p> <p>(*2) 関門交換機接続ルーティング伝送機能（端末系ルータ交換機能、音声パ ケット変換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、SIPサーバ機能、一般収 容ルータ優先パケット識別機能）</p> <p>(*3) 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能（端末系ルータ交換機能、関 門系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能）</p> <p>(*4) 光信号伝送装置（OLT）、局内光スプリッター（光信号多重分離機能）、光 信号主端末回線（光局外スプリッターを含む）、光信号分歧端末回線、光屋 内配線</p> <p>本検証方法において、「振替接続料」は、当該機能の利用のために第一種 指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料（※1）と、特定 接続に係る接続料も含まれる旨規定されており、第一次報告書及び省令等改 正（※2）を踏まえた内容であることから、賛同いたします。</p> <p>特に、NTT東・西が、PSTNマイグレーション後のメタルIP電話において県</p>	
--	--

<p>間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公正競争条件が確保されるものと考えます。</p> <p>(※1) 当該機能の利用にかかる特定接続（第一種指定電気通信設備以外の県間設備等への接続）がある場合、それに関し負担すべき接続料を含む。 (※2) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び情報通信行政・郵政行政審議会からの答申（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）平成29年12月22日付け (KDDI)</p>	
<p>意見5 利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合に講じることが規定された措置の内容について賛同する。</p> <p>また、第三条ただし書の規定は、特別な理由がある場合の例外規定であることから、価格圧迫のおそれがある場合の接続料における対処としては、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定されることが一義的には望まれる対応である。</p>	<p>考え方5</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 検証の結果、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、NTT東・西は、次のいずれかの措置を講じることが規定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 例えば、(略) 価格圧迫による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。 ② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合におけるNTT東日本・西日本の措置については、接続料の認可手続に際して広く意見提出する機会が設けられる。 ○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請があった場合は、特別な理由がある場合にのみ、同省令の規定によ

<p>証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。</p> <p>この規定により措置された内容については、認可接続料の認可申請に係る意見募集を通じて、競争事業者が意見提出する機会を与えられ、情報通信行政・郵政行政審議会でその措置内容の適正性等が調査審議されることになることから、本措置について賛同いたします。</p> <p>また、②においては、価格圧縮のおそれがある場合の接続料における対処として、「第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う」とありますが、当該規定では、第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受けた場合を除き、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定するとなっています。第三条ただし書の規定は、特別な理由がある場合の例外規定であることから、価格圧縮のおそれがある場合の接続料における対処としては、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定されることが一義的には望まれる対応であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>らないことが認められる。</p>	
<p>意見 6 利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、総務省が価格圧縮による不当な競争が引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において競合事業者のサービス提供状況等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠を示す必要がある。</p> <p>また、その場合の措置として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を探ることは、適正な設備コストの確保ができず投資インセンティブも削がれることになるため、そのような措置は採り得ない。</p>	<p>考え方 6</p>	
<p>○ 【営業費相当基準額を下回った場合の措置について】</p>	<p>○ 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が</p>	<p>無</p>

「3. 検証の実施方法（2）検証対象」において、意見を述べさせていた
だいたとおり、本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価
格圧縮による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証する
ことであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得
ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を
促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まない
と考えます。

その上で、本検証の運用にあたっては、当社の利用者料金と接続料との比
較だけで検証・判断するのではなく、市場の状況や競合する他の電気通信事
業者（以下、競合事業者）のサービス提供状況（利用者料金、エリア別・タ
イプ別施設数、営業費比率等）を踏まえて検証・判断することが必要です。

仮に、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相
当基準額を下回った場合に、当社としては、「価格圧縮による不当な競争を
引き起こさないことを示すに足る十分な論拠」ではなく、「不当な競争を引
き起こさないと考えた理由」を提示する考えです。その上で、総務省が価格
圧縮による不当な競争が引き起こすものとなっていると判断する場合には、
総務省において競合事業者のサービス提供状況等も踏まえた立証を行い、そ
の具体的根拠をお示しいただく必要があると考えます。

また、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相
当基準額を下回った場合の措置として、「第一種指定電気通信設備接続料規
則第14条の2の規定による接続料の水準の調整」が例示されていますが、
自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を探ること
は、適正な設備コストの確保ができず投資インセンティブも削がれることに
なり、安定的なサービス提供に支障が生じかねないため、当社として、そ
のような措置を選択することは考えていません。

営業費相当基準額を下回る場合、直ちに総務省
において不当競争性を判断するのではなく、ま
ずは、当事者であるNTT東日本・西日本から、不
当競争性がないことを示すに足る十分な論拠
の提示が行われるための機会を設けることと
している。

- その上で、総務省において、不当な競争を引
き起こすものと判断し、認可拒否又は業務改善
命令の処分が行われる場合には、制度上、行政
手続法第8条（理由の提示）又は第14条（不
利益処分の理由の提示）の規定に基づく対応が行
われるとともに、業務改善命令の場合は、電気
通信事業法第161条等に基づく聴聞も行われる
こととなる。
- なお、自己資本利益率について、どのような
場合にも上限値を採らなければならないとする
理由はなく、振替接続料の総額との間の差分
が営業費相当基準額を下回った場合には、第一
種指定電気通信設備接続料規則の定める基本
的な算定方法の範囲内での自己資本利益率の
調整が同省令第14条の2に基づく選択肢とし
て検討されるべきである。

(N T T 東日本・西日本)		
<p>意見7 本指針の目的達成のため必要と認める場合に事業者及び事業者と競合する他の電気通信事業者に対し提供を求めるデータは、利用用途が明らかな場合に提供を求められるべきである。</p> <p>○ 本指針の目的達成のため必要と認める場合に事業者及び事業者と競合する他の電気通信事業者に対し提供を求めるデータは、利用用途が明らかな場合に提供を求められるべきであると考えます。 (ソフトバンク)</p>	考え方7	
<p>意見8 本指針では、本指針の適用の2年後を目途に検証対象の範囲について見直しの要否を検討することとしているが、見直しの検討を行う対象の選定には一定の基準が必要である。</p> <p>○ 本指針では、本指針の適用の2年後を目途に検証対象の範囲について見直しの要否を検討することとしていますが、見直しの検討を行う対象の選定には一定の基準が必要であると考えます。 具体的には、2年後に大きく市場環境が変わらないサービスについては、検証対象範囲に残すべきです。市場環境の変化がないということは、当然引き続き検証対象に残るべき状況にあることを示すためです。 検証対象範囲からサービスを外す検討を行う場合には、例えば「5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い」の①で示されている事例等を判断基準として、仮に検証対象から当該サービスが外されたとしても不当な競争を引き起こさないと証明されることが最低限必要であると考えます。 特に、5. ①で示されている事例のうち、代替性は重視されるべきです。いまだユーザが多く残った市場において、代替性が確保されていないにも関わらず当該サービスが検証対象から外れることは、既存ユーザに影響を及ぼす</p>	考え方8	
	○ 検証対象の見直しを行う際は、検証対象サービスの選定の考え方(考え方3参照)に照らし、代替的な機能の有無や利用者数の規模も勘案して行う。	無

<p>可能性があり、避けるべきと考えます。一例として、メタルアクセス回線に関しては、仮に2年後において利用が一層縮退するとしても、依然として一定のユーザ規模があり、代替サービスが存在しない場合はユーザに与える影響も大きいため、引き続き検証対象に残すことが妥当です。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>意見9 値格圧搾により不当な競争を引き起こさないものであるか否かについては、総務省にて、市場の状況や競合事業者のサービス提供状況（利用者料金、エリア別・タイプ別施設数、営業費比率等）といったデータを踏まえて検証することが必要である。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 【総務省による検証について】</p> <p>「5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い」において、意見を述べさせていただいたとおり、価格圧搾により不当な競争を引き起こさないものであるか否かについては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断できるものではないため、総務省にて、市場の状況や競合事業者のサービス提供状況（利用者料金、エリア別・タイプ別施設数、営業費比率等）といったデータを踏まえて検証することが必要と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 考え方6のとおり。</p> <p>○ 利用者料金収入と接続料総額の間の差分が営業費相当基準額を下回った場合において、本指針「5.」における①の措置が選択されたときは、総務省においては、NTT東日本・西日本から提示された論拠について検討し、必要に応じ、同指針「6. (1)」に基づき自ら検証を行うこととしている。</p>	<p>無</p>